

平成十六年八月十日受領
答 弁 第 八 号

内閣衆質一六〇第八号

平成十六年八月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員川内博史君外一名提出独占禁止法第二十一条の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川内博史君外一名提出独占禁止法第二十一条の解釈に関する質問に対する答弁書

一について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第二十一条の適用に関するこれまでの審決は、別表のとおりである。

また、別表の審決において示した独占禁止法上の考え方については、現在においても変更はない。

二について

独占禁止法第百条は、同法第八十九条又は第九十条に規定する罪について、付加的な制裁として、違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権は取り消されるべき旨等を裁判所が宣告できることを定めた規定であるが、同法には、御指摘の实用新型法（昭和三十四年法律第百二十三号）等の法律に基づく諸権利について明文の規定は置かれていない。独占禁止法第百条は、同法第八十九条及び第九十条の場合において裁判所が科すことができる付加的な制裁について定めるものであることから、罪刑法定主義の考え方に照らし類推解釈は認められないと思料される。したがって、独占禁止法第百条の準用規定のない实用新型法等の法律に基づく諸権利に対しては、独占禁止法第百条の規定は解

釈によっても準用されないものと考えている。

三について

公正取引委員会としては、いわゆる知的財産権の分野においても独占禁止法を厳正に運用してきたところであり、「萎縮的な姿勢に陥っているのではないか」との御指摘は当たらない。

独占禁止法第二十一条の規定は、外形上著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）等の権利の行使と見られるような行為であっても、競争秩序に与える影響を勘案した上で、知的財産保護制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、当該行為が同条にいう「権利の行使と認められる」とは評価されず、独占禁止法が適用されることを確認する趣旨のものであり、公正取引委員会としては、今後とも独占禁止法違反行為に接した場合には厳正に対処していくこととしている。

なお、本年の著作権法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十二号）による商業用レコードの還流防止措置の導入に際しては、一般消費者の利益の確保の観点から関係行政機関と所要の調整等を行ったところであり、今後、同措置の運用における競争及び消費者利益への具体的影響等を厳正に監視していくこととしている。

四について

独占禁止法第二十一条の規定は、三について述べたとおり、外形上著作権法等の権利の行使と見られるような行為であっても、競争秩序に与える影響を勘案した上で、知的財産保護制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、当該行為が同条にいう「権利の行使と認められる」とは評価されず、独占禁止法が適用されることを確認する趣旨のものである。公正取引委員会としては、今後とも独占禁止法違反行為に接した場合には厳正に対処していくこととしており、現時点においては独占禁止法第二十一条の廃止を含めた見直しを行う予定はない。

別表

事件名	審決日	概要
<p>株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントに対する件</p>	<p>平成十三年八月一日 (審判審決)</p>	<p>「プレイステーション」と称する家庭用テレビゲーム機用ソフトウェアの販売に際し、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントが、取引先卸売業者等に対し、同ソフトウェアの販売価格を拘束するとともに、中古品の取扱いを禁止し、卸売販売先を制限していたことが、独占禁止法第十九条（不公正な取引方法の禁止）の規定に違反するとされた。</p> <p>審判において、被審人（株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント）は、中古品の取扱い禁止は著作権法による権利の行使である旨主張したが、公正取引委員会は、右禁止行為が知的財産保護制度の趣旨を逸脱し、あるいは同制度の目的に反するものであることはいままでもないから、その主張は採用できないとした。</p> <p>ぱちんこ遊技機製造業者等十名並びにぱちんこ遊技機に関する特許権及び実用新案権を所有又は管理運営する特許権等管理会社は、結合及び通謀をして、参入を排除する方針の下に、同特許権等の通常実施権を第三者に対して許諾しないことにより、ぱちんこ遊技機を製造しようとする事業者の事業活動を排除していた。</p> <p>公正取引委員会は、右行為は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）又は実用新案法による権利の行使とは認められないものであり、独占禁止法第三条前段（私的独占の禁止）の規定に違反するとした。</p>
<p>株式会社三共ほか十名に対する件</p>	<p>平成九年八月六日 (勧告審決)</p>	

株式会社ヤクルト
本社に対する件

昭和四十年九月十三日
(勧告審決)

ヤクルト本社が、ヤクルト加工業者との間にヤクルトに関する特許実施権及び商標使用権の許諾契約を、小売業者との間に小売契約を締結し、ヤクルト加工業者との契約中に、

- ① ヤクルト加工業者は、ヤクルト本社と小売価格、小売地域及び小売数量の遵守、競争商品の販売禁止を内容に含む小売契約を締結した者以外にはヤクルトを販売してはならないこと
- ② ヤクルト加工業者は、小売契約で定めた小売価格及び小売地域を小売業者に守らせなければならないこと

という条項を規定していた。

公正取引委員会は、右行為は、特許法又は商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）による権利の行使とは認められないものであり、独占禁止法第十九条（不公正な取引方法の禁止）の規定に違反するとした。